

会 議 録

会議録	平成27年度 第2回 長洲町教育委員会会議		
招集年月日	平成27年4月24日(金)午後2時		
招集場所	長洲町役場 3階中会議室		
出席者	松本教育長、大山教育長職務代理者、木下委員、松岡委員、伊津野委員		
欠席者	なし		
職務説明責任者	松本学校教育課長、山隈生涯学習課長、松林学校教育課長補佐		
会議録作成者	松林学校教育課長補佐を指名		
会 議	第 1		議事日程について
	第 2		会議録署名委員の指名について
	第 3	報告第1号	児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針について (生涯学習課)
	第 4	報告第2号	心の教室相談員の委嘱について (学校教育課)
	第 5	報告第3号	長洲町学校関係非常勤職員の任用について (学校教育課)
	第 6	報告第4号	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価について (学校教育課)
	第 7	報告第5号	「平成27年度長洲町の教育」について (学校教育課)
	第 8	報告第6号	平成27年度長洲町「心のきずなを深める」全体構想について (学校教育課)
	第 9	報告第7号	学校給食における食物アレルギーについて (学校教育課)
	第10	協議第1号	平成27年度学校訪問について (学校教育課)
	第11	協議第2号	全国学力・学習状況調査について (学校教育課)
	第12	協議第3号	「教育ながす」の掲載依頼について (学校教育課)

【会議録】

事務局：皆さまこんにちは、会議を始めます前に、ご連絡いたします。

先に改正されました「地方教育行政の仕組み及び運営に関する法律」第13条第1項に「教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する」とございますので、この規定に基づき、教育委員会議の議事進行を教育長にお願いいたします。

教育長：はい、皆さま改めましてこんにちは、それでは、早速、平成27年度第2回教育委員会議を開催します。本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議が成立することを報告します。

あらかじめ、お諮りします会議の議題は事前に通知したとおりでよろしいでしょうか。

各委員：はい

教育長：次に順序を変更したいと思います。日程番号第9報告第7号は個人情報等が含まれますので、非公開議案とし、最後に審議したいと思います、よろしいでしょうか。

各委員：はい

教育長：日程番号第1、議事日程について、本日1日間とします。よろしいでしょうか。

各委員：はい

教育長：日程番号第2、会議録署名委員の指名について、木下委員を指名します。

木下委員：はい、お受けいたします。

教育長：日程番号第3、報告1号について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長：報告第1号「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針について」別紙のとおり報告します。平成27年4月24日、長洲町教育長 松本 昇でございます。
(以下、別紙にて説明)

教育長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

大山委員：はい、教育長、もともとの社会体育に移行するというのは、教師の負担軽減が主なのかなと思ってたが、全く書かれていない。どうしたのかなと、不審な点とそれから、3ページの(1)小学校における複数種目の実践ということで、清里小学校的な部活動をするようにと言うようなことが書いてあるだろうと思うのですが、これについては、全部委員会が全部出来てからの話しなんですか。今、質問等をするということではないんですか、どうなんでしょうか。

生涯学習課長：1点目の今回の見直しは、教師の負担軽減だろうということですが、その説明がないということですが、私も同じような思いで見させてもらいました。今後、保護者の方に説明するのに、なぜこの機にこういった見直しをするのか、一番の引き金になったのは何なのかとなったときに、やはり教師の負担軽減が大きいのかなと思いますが、県の方では、この方針の中には出ておりません。ただ、県の方にお聞きすると、見直しの中にいろんな要因があると、スポーツ活動の過熱化とか教師の負担軽減だとか子どもたちのスポーツニーズの多様化だとか、いろんな要因がございます、おそらく、保護者に説明をする中で、また別の資料で、あるいは口頭で県の方から出てくるのではないかと考えております。

2点目の部活動の今後の在り方ですが、基本的には県の方では、どのような取り組みができるかというのは自治体、自治体の中で、地域、地域でいろんな議論を

してもらって、どういうふうな形の受け皿が出来るのかというものについては、県の方では、「こういったものをしなさい」といったものは決められておりません。あくまでも、今後、部活動が地域の社会体育に移行する中で、地域、地域の中で、ふさわしいスポーツ教育環境が創られればというところで説明がっております。以上です。

大山委員：委員会が出来てから、発足してから、いろいろ、意見等を言っていくべきなのかというのはどうですか。

生涯学習課長：委員会、検討会が出来た中で、どういうふうな形のものを目指していくのかというところで、今、ご質問がありましたことが意見としてやり取りのテーマとして出てくるのかなと思います。それが、最終、集約されて長洲町では、現実的に受け皿として、どういったものができるのかと、委員会、検討会の中で議論していただくことになるのかなと思っております。

大山委員：その委員会の設置で4ページの(2)アの委員会の設置のところ、教育委員会を中心にと書いてあるが、体育協会とかいろんな団体のメンバーで構成した委員会を設置すると、教育委員会を中心にと書いてあるとすると、やっぱり、この中に教育委員が一人ぐらい入った方がいいんじゃないかと思うのですが、これについては、どういうふう考えているのかお聞きしたい。

生涯学習課長：これから、委員会、検討会を設置するのですが、今の時点の案としては、教育委員会からも教育長あるいは学校教育課長に入っていただくとというところで考えております。

大山委員：それから同じ4ページの(1)ウの市町村コーディネーターの位置付けとか、その報酬とかどういうふうになるのか、お尋ねしたい。

生涯学習課長：これは、県の方の資料ですので、合わせてこと時にですね、この資料には出ておりませんが、基本的に県の方が市、町で委員会なり検討会を立ち上げた時に、県からも補助的なものとして、市町村コーディネーターとか会議の会議費とか、そういったものを補助したいというふうに言われています。

特にこのコーディネーターについては、検討会などを調整するような役どころとして、3月の会議の場で説明がっております。今後、5月の連休明けには、コーディネーターや連絡協議会などといったものについても、県の補助制度があるということですので、また説明会の中で話しがあると聞いております。

大山委員：私ばかり申し訳ないですが、5ページでは指導者をお願いするわけですが、指導者は種目協会、いろんな種目の協会がありますけれども、ここに依頼するとか、あるいは、各小学校単位でやる場合には地域の人に求めるのか、そういうふうなところがあるのかどうかということと、指導者あるいは指導団体への報酬というのはどうなるのか、完全ボランティアなのかどうかと、伺いたい。

生涯学習課長：基本的に学校部活動が無くなったときにですね、その受け皿となるのは、今例えば、荒尾玉名の近隣で民間のスポーツクラブがございます。特にその中には、小学生が行っているようなサッカーやダンスとか種目があるそうです。こちらは、そのまま、部活動が無くなっても当然、そこに行く子どもたちの受け皿となるのかなと思います。

それと同じように、総合型スポーツクラブでにこにこクラブがございます。こちらの方も、今年は10種目ほど教室を用意しておりますので、こちらもそのまま部活動に行っていた子どもたちが入れる受け皿になるのかなと思っております。それと3つ目には、バレリアとか長洲柔道塾、あるいは長洲ファイターズ、そう言ったにこにこクラブには入らないけれども、自分たちでスポーツをされている、スポーツ少年団体がありますので、こちらも部活動からの受け皿になるのではないかと考えております。これ以外に、何かしたいというニーズが、仮に出てきたとき、特に長洲柔道塾、バレイヤ、剣友会、こういったところは今も活動されておりますので、入りたい方は、当然入られています。総合型もしかりです。今、卓球、テニス、バレエなど10種目ほどありますが、ただ、部活動が無くなって、3時あるいは3時半から5時半、6時までの間に何か活動をしたいと、にこにこも民間のスポーツ団体もどちらも活動が始まるのが7時とか7時半からですので、今言いましたように、学校が終わった3時、3時半から6時までの間にやっぱり、そういった既存のスポーツチームとは別の何か欲しいと、今までのように部活動と同じ時間に何か欲しいと言われた時に先ほど委員が言われました、指導者というものを設けてのそこに何らかのスポーツ教室みたいなのが、長洲町でも今後出てくるならば、ここに指導者の登録や活動に対する謝金などが出てくるのかなと思うところです。

現状の今のところで新たな組織を創らなければ、指導者への謝金といったものは、出てこないのかなと、今の総合型は謝金を支払って活動しておりますので、そういうもの以外に新しい、何らかのスポーツ部活動みたいな組織体を創るというものが出てきて、そこに指導員みたいな人が出てくるならば、有料か無料が分かりませんが、指導者への謝金が出てくるのではないかと考えています。ただ、これから、委員会を立ち上げての議論ですので、そういったものが、ご承知のとおりサッカーもテニスもバドミントンも卓球もいろんな種目がある中で、さらには3時半から放課後の時間帯で、新たな種目が必要なかどうか含めての議論をこれから委員会なり検討会の中で話しをしてもらっていかないとなかなか具体的なものは出てこないのかなと思います。これからの話しの中で、具体的に詰まっていけるのだらうと思います。

大山委員：さっき少し言いましたが7ページ(2)アの小学校の活動、社会体育以降前までの期間に限られてくるのかなと思いますが、それまでは、小学校の活動の中にですね「複数の種目をバランスよく実践し体力向上を目標とした活動を行い、平日の活動を原則とする」ということだから原則的には清里的なことをやりなさいということで、指示されているのではないかと。

生涯学習課長：言われているけれども、実際は清里小以外は、男子でサッカー、女子でバスケットだけという事情がありますので、できることは、シーズン制でいのですが、それ以外のところはある意味、現状でやっていくと、ただし、それが社会体育以降までの期間というふうなところで、県の方では言われています。必ずこうしなさいといわれているのではないです。

木下委員：これは、一応報告として受け止めます。

教育長：それでは、次にいきます。日程番号の第4、報告第2号「ここの教室相談員の委嘱」につ

いて、説明をお願いします。

学校教育課長：報告第 2 号 心の教室相談員の委嘱について このことについて、別紙のとおり報告します。平成 27 年 4 月 24 日 長洲町教育長 松本 昇でございます。

(以下、別紙にて説明)

教育長：今の件で質問はありますか。

各委員：なし

教育長：それでは、次に移ります。日程番号第 5、報告第 3 号「長洲町学校関係非常勤職員の任用について」説明をお願いします。

学校教育課長：報告第 3 号「長洲町学校関係非常勤職員の任用について」このことについて、別紙のとおり報告します。平成 27 年 4 月 24 日、長洲町教育長 松本 昇でございます。

(以下、別紙にて説明)

教育長：今の件で質問はありますか。

大山委員：教育関係職員の人事関係というか、そういうのは、教育長に委任できないというふうになっているんですね。今まではそういう法律があるんだけど、実際に面談をするのは非常に大変だと思うので、ある意味、教育長及び課長に委任してあるわけですが、そのことについては、ある程度、詳しくというかその説明が必要だろうと思うんですよね。それともう一つは、去年まではそういう意味で履歴書がついていたんですけど、今回はついていないと、もう一つは学校教育推進員についても、同じ教育関係の職員なので、勤務学校を移動させたということに対する説明というのも必要ではないかと思います。連続の人はいいとしても、新任の人の説明の資料もついていないということですので、口頭で説明されるのかどうするのか。

学校教育課長：履歴書の資料を準備いたします。すぐ準備しますので、次に進めてもらえればと思います。

教育長：日程番号第 7、報告第 4 号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価について」説明をお願いします。

学校教育課長：報告第 4 号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価について」このことについて、別紙のとおり報告します。平成 27 年 4 月 24 日、長洲町教育長 松本 昇でございます。

(以下、別紙にて説明)

教育長：前回の資料から 3 月末までの分が追加されています。また、2 名の評価委員からの意見書が付けられております。これを踏まえて質問はありませんか。

木下委員：前回は前々回も話し合いはしましたが、文章の統一されていないところがあるようです。何箇所か見つけたものですから、何回も見直したが内容的にはいいのだが、項目ごとに字体が感じられたので、評価ですから「何々した」、「する」というところで、主語と述語を見ると統一されていないようだ。

学校教育課長：そのへんは修正がまだききますから、訂正をしたいと思います。これは 5 月の議会の全員協議会の方へお示しいたしますので、大きく内容が変わらなければ、それまでに訂正をいたします。

木下委員：評価委員のお二人の先生方は、しっかりと評価してあると思います。的確な読み方をしてあって、それに対してアドバイスをしてあるのが印象です。それから山本先生は、今後の方向性の示唆をしてありますので、大変ありがたいなと思います。それから杉村先生もですね、非常に好意的に評価していただいております、辛口の評価も聞きたいなと思っています。全般的に今回はしっかり見ていただいているように思いました。杉村先生は特に教育全般について、評価をしてあるのは大変ありがたいなと思います。以上です。

大山委員：私は今の評価に対してですと、マンネリ化しているのではないかと、こちらが良く書いているのはいい評価をしてあるというか、こちらがどういうふうに作り上げたかによって、それを引用しての評価になっていると、そういうふうな感じです。だから、もうちょっと今言われたように、辛口の評価とかですね、そういうのもほしいなという感じがします。それともう一つはですね、教育長がこのお二人方のコメントに対して、おういうふうに次年度に対して思っておられるかをお聞きしたいなと思います。

教育長：私も両先生方の評価は肯定的に、プラスに良く書かれていると感じています。でも本当はもうちょっとあるのかなと、それがないと次につながらないなという気持ちはあります。

それと、杉村先生は、確かに A4 一枚ではなくて、全てのところをよく読まれて評価されていると思います。山本先生も何年間もしていただいておりますが、専門的な指導がなされているのかなと思います。今後、こういう機会がありましたら次は少し辛口の方も入れてほしいなと注文したいと思います。何かしらやっぱりないとそれが次につながらないのではないかなと思います。以上です。

木下委員：私が心配するのは、特に山本先生は、期間が短かったでしょう。4月に任命して、はい状況を評価してくださいと何年か前からして、一年間見直して、意識的に関心を持って評価するのはかなり難しい、帳面的な内容になるかと、せめて、半年なり1年前から準備する期間を先生たちに与えて、現状を見た上で評価すると、それが出来なければ、2年から3年はついてもらわなければ難しい、今回が一番2年か3年ついてもらっていたから、見る中身も、関心を持つ中身も違うから、きちっと評価してあると私は見たんですよ。

大山委員：ちなみに委員さんたちは何年目になるんですか。

学校教育課長：山本先生は3年、杉村先生は2年だと思います。

大山委員：4年と2年ではなかったか。前任は誰だったか。

学校教育課長：坂本先生でした。

大山委員：坂本先生は1年だったか。2年でしたか。

伊津野委員：2年ですよ。

大山委員：4年と2年ですよ。

学校教育課長：中間報告という形で、9月頃にするんですよ。その時に辞令もするんですが、本当は4月に入ってするのがベストなんですけども、4月は何も報告する内容がございませんので、半年過ぎたところで、中間の報告を出して、また残りの半年間で実績を出して、中間の報告の時には自己評価も何も載せておりませんで、半年間の活動の内容のみですので、今の状況ですと、仕方ないなというところ。ただ、やり方を一つ変える必要があると思うのは、3月まで終わって新年度に入って評価をするのもいいのかなという気がしております。ただ、事務局も3月末でバタバタしながら自己評価も

付けて提出する訳でございまして、それを一年間終わったところで、4月なら4月に自分たちで評価を出すなりして、それを基にして、5月ぐらいに、今の先生方に前年度分の評価をしていただくというのも一つの方法かなと感じています。そういうふうに前年度分を評価するというのもあります。時期の問題だと思います。一つの年度の中で終わろうとしているから年度末ぎりぎりに会議したりそういう形になっていきます。

教育長：山本先生は任期は何月からか。

学校教育課長：1年、1年更新ですから、更新するかどうするかになります。

教育長：4月から3月ということか。

学校教育課長：中間発表の時に委嘱をお渡ししますので、それからということになります。

教育長：だったら慌てて3月にする必要もないと。

大山委員：予算の執行はどうなっているか。

学校教育課長：やり方を変えれば済むことなんですが、今年、組んでいる分、2回組んでおりますが、お二人分を2回ですが、2回は2回来ていただいて議論していただけるといいんです。何の時するというふうにはしていないので。それを翌年度の第1回目の評価の時に廻すんです。評価を年度をまたいで次の年度の頭で前年度全部を終えた段階で評価してもらおうとすればできます。

大山委員：例えば26年度の評価をしていただくのは26年度の当初に委嘱をするべきだと思うんですね。やっぱり委嘱されたという意識があると、見てると言うか、関心を持って、学校や教育委員会の仕事を見れるからですね。委嘱は4月か5月にすべきだろうと思います。今日の席で今年度の委員をどうするのか、決めるというか案を出していた方がいいのではないかと思いますけどね。

木下委員：私が最初から言っているのはそこなんですよ。

学校教育課長：年度の早くからお願いしますと内諾は取ってあるんです。それで、例えば年度末とかですね、来年度もお願いできますかというふうに内諾を取ったうえで話しは進めております。来ていただくのはいいのですが、年2回しか報酬で組んでおりませんので、ただ来ていただくのも、委嘱状をお渡しするだけです。

木下委員：委嘱状を持って行ったらどうか。

学校教育課長：持って行ってもいいのですが、持参して委嘱するというのもあまり例がないようでして。

木下委員：9月に委嘱されて、それから見て、3月に評価して書けといわれても大変だから、評価をきちっとするなら最初から見てもらうと。それか、学校に準備してもらって、関心を持ちながら見てもらって、課題はこうなんだと、実情はこうだと評価してもらった方がいい。やる方もやり易いのではないかと思います。

学校教育課長：先ほども申し上げましたように、依頼は早くからやります。内容については、来てもらってみてくださいという評価ではあまりないので、我々が資料を、実績を示して、質問や意見に対して、こうしてまう、ああしてますと問答の中で、いろいろ総合して評価をだしていただくということですので、実際に何か事業をするときに、度々来てもらって、見てもらってという評価の形にはなっておりません。ですから4月早々に

私たちが出せる資料がないんです。

木下委員：それは分かります。ただ、状況を分からずに評価というのが果たして出来るのかということ、資料を出すということはある分ではか出してないわけでしょう。全体像を見せて、全部つかめるかどうかわかりませんが、全体を意識の中に置いてもらって、出てきた評価をしてもらおうと。これだけの資料ではか見てないから、現場での状況は分からないと。大学の先生ですからある程度は評価できると思うが、やっぱり関心を持ってもらおうと、朝、夕の登下校から見てほしいと、家庭教育も、それなりに現場を見て言ってほしいと思うわけですよ。

学校教育課長：来ていただいて、現場を見てもらってというのは、現在の学校の評議員であり評価委員になるかと思えます。これはあくまでも教育委員会の評価でございますので、本来は、教育委員さんの活動やどういう事業をやっているのかですので、現場の評議員さんや評価委員さんは学校現場を見てもらって、学校に意見を出しますし、このお二人の方に行事のためにご案内とかはいたしません。

木下委員：見られるものはみてくださいということですよ。見られるときはボランティアですよ。

学校教育課長：ご自身でそうされるのはかまわないのですが、位置的には厳しいと思います。

大山委員：年度の評価を頂くのだから、やっぱり年度当初に委嘱をして、自覚を持っていただいて、委嘱する当初の年度当初に教育方針や事業計画とか見ていただいて、評価していただくのはこちらが用意した資料で評価していただくことになるのだろうと思んですね。

学校教育課長：出来るだけ早めに委嘱だけはしたいと思えます。

教育長：年度末に引き続きお願いをしておったですよ。その時に委嘱も出来るかどうか。

学校教育課長：例えば、いつまで、何をするのかということがありますし、人材を変えなければ目線が変わらないところもありますので、お二人が例えば、3年一区切り、5年、一区切りとかある程度目安はつけた方がいいのかなと思っております。

教育長：人選についてはこの場ですか。

学校教育課長：ご推薦があればいいのですが。なかなか対象者が厳しいんです。ですので山本先生は長くお願いすることにもなっているんです。

大山委員：ここで承認を得るべきだと思うんですよ。

木下委員：人選が5名ほどいるならば誰にするか議論が必要だと思うが。

教育長：新しい人を選んではいないのか。

学校教育課長：いないです。

木下委員：提案ですが、3月の議会がある時に4月1日から活動を始めますという提案はできる訳でしょう。3月の当初予算措置で4月から活動する予算措置はできるのでしょうか。これをやっていただきたいと思いますし、委嘱も4月1日に出来るならお願いします。そして、その時に前年度の評価と新年度の教育活動内容の資料をお渡しして、随時見てくださいと、全体的に見えないというならば、報告書は5月提出でもいいと思う。

大山委員：私もそれでいいと思うが、報告書をこの時期に出して、委員の委嘱も賛同して出してもらえればいいと思うが。

教育長：協議をしていきましょう。

木下委員：事務的にかなり負担がかかりすぎる、無理ですということでしたら、ここで、案を出して

いただいて検討する必要はあるのかなと思う。3月まで、9月までここまでするのは難しいと思うが、ただ、先ほどの話しだと、9月までに前期報告書を、3月末に全体の報告書を出せないかという話しだったが、スケジュール的には考えなければならないと思っている。無理がないように。

学校教育課長：年2回のスケジュールでいけば、今まで通りの9月と3月でそれしかないと思います。

木下委員：それは、報告書の提出がということか。

学校教育課長：はい。ある程度の活動の内容をお示しして中間的な報告という形で、9月か10月にするしかないと思います。その後、今の感じでいけば3月ぎりぎりに出来るだけ、結果とか報告とか載せられる状況で作った形で、お二人の方に説明をしていくと。4月の中旬までに何とか検証をお願いしますという形でとっていますので、年度内でいけばそういうふうにするしかないと思います。

大山委員：委嘱を早くして、意識を持ってもらうことが必要だなと思う。

学校教育課長：事務局として継続という形でいかがでしょうか。

教育長：山本先生が5年目に入ります。

木下委員：後ろをきらずに、1年ごとの継続可とすると、3年たったら、次に交代してもらうというふうになるわけでしょう。もちろん、5年にして3年目で辞めてもらうことも出来るわけですが、1年で1年ごとの契約ですけども継続可としておけば、3年も出来るわけですから。

学校教育課長：何年でどうのこうのということはありませんで、先ほど申し上げましたとおり、長すぎると、新しい視点で、人が代わると見方が変わるので、評価が変わってしまうということで、新しい感覚の評価ということになりますので。

木下委員：確かに、評価できる人が沢山いてですね、評価もそれぞれの視点でというのが理想的ではあるが、人選的に厳しいということですから、2~3年して評価が全般的に出来るようになるわけでしょう。我々でも1年でつかみきれないですよ。

学校教育課長：一つの目安として、よければ5年ぐらいを節目として考えていただければと、ご本人が途中で辞退されれば、これはもう致し方ないと。前の坂本先生の際は2年で辞退されましたので、それはもう仕方ないと。長くなっても5年ぐらいを、この先生の評価として考えてもらえればと思っております。

大山委員：一つはその、山本先生は大学の先生ですから、大学の先生は人がいないかな、人選が難しいかなと思うが、もう一方は、地元の校長先生の経験者ですから、いろんな選択の余地があるから、ちょっと代えてもいいかなと思っていたところですけどね。

教育長：課長の方からは継続でということですが。いかがですか。

木下委員：ここで結論をするということですね。

教育長：継続ということで、早く委嘱をしてもらうようにしてください。それでは、この件は終わります。次にいきます。

今、報告第2号の心の相談員と第3号の非常勤職員の履歴書が届きましたので、戻ります。

腹赤小学校の学校教育推進の武藤さんが新規です。武藤さんの採用はどのような経緯でした

か。どなたかの紹介でしたか。幼稚園の資格もお持ちでしたので、特別支援教育支援員さんでもいいと思いましたが、ご本人にどちらがいいかと尋ねたところ、学校教育推進員を選ばれました。子どもさんの腹赤のこどもの海保育園に近い関係で、腹赤小学校ということになりました。

大山委員：教員免許を持っている人を優先ということですか。

教育長：免許の保持が条件です。保育士の免許でも構いません。

学校教育課長：特別支援教育支援員は有資格者です。

教育長：小学校、中学校、保育士などの資格保持者です。

学校教育課長：特別支援教育支援員さんは有資格者ということで、なかなかおられませんので、優先的にこちらからお願いしています。こちらがあと4名予定しています。

大山委員：お一人ずつ説明されますか。見た方が早いですかね。

(教育長、松本課長より説明)

伊津野委員：これから先教員免許の更新がありますよね。教員を2年しなかった後の教員の更新をだんだんしなくなると、こういう非常勤での雇い入れにも影響があるのでは。

学校教育課長：町雇いの場合、更新は該当せず、有資格かどうかという判断になっています。

県職員では保持かどうか厳しく判断されます。

教育長：それと長洲中学校には薬王寺先生を充てています。特別支援教育支援員です。もうひとり宮村先生も充てています。今のところは県の臨採を充てています。堀川先生ですが、現在休職中です。

大山委員：堀川先生はいつからか。4月からか。

教育長：6月19日まで県職員です。堀川先生が復帰したら、町雇いに切り替えるということになります。

松本課長：ですから、特別支援教育支援員さんはあと3人です。3人見つける必要があります。

大山委員：学校教育推進員の配置換えとかはあったのか。

学校教育課長：毎年、この方が継続というふうには決めてはおりません。昨年度の松本さんも65歳ということで、退かれたことで、後任が出てきましたので、長洲小学校だけを新しい方にするのではなく、全ての学校でそれなりの方にそれなりの学校に配置をしたところ
です。

教育長：それでは、よろしいでしょうか。

各委員：はい

教育長：それでは次にまいります。日程番号第7、報告第5号「平成27年度長洲町の教育」について説明をお願いします。

学校教育課長：報告第5号「平成27年度長洲町の教育」について、このことについて、別紙のとおり報告します。平成27年4月24日、長洲町教育長 松本 昇でございます。

(以下、別紙にて説明)

教育長：意見等ありませんでしょうか。

大山委員：町の教育のスキーム図があると思うが、これはどこに出しているか。

教育長：この図は学校に出しています。昨年、大山委員から指摘があったところは修正して出しています。

木下委員：注文だが、生涯学習が新指導要領の柱となっている。第1項目に生涯の学習について出ている。新指導要領の考え方は、「生涯を通して学習します」と、時代背景や現在の状況を考えて、一番最初に出ている。全体的に生涯学習の理念というものをに入れていかないといけないのではと感じている。

教育長：他に何かありませんか。なければ、次にまいります。日程番号第8、報告第6号「平成27年度長洲町心のきずなを深める全体構想」について説明をお願いします。

学校教育課長：報告第6号「平成27年度長洲町心のきずなを深める全体構想」について、このことについて、別紙のとおり報告します。平成27年4月24日、長洲町教育長 松本 昇でございます。

(以下、別紙にて説明)

学校教育課長：心のきずなを深める町会議ですが、6月5日開催で調整中でございます。

大山委員：遅れないようにお願いしたい。

学校教育課長：講演を八女学院の松嶋先生にお願いをしております。

大山委員：長洲町いじめ防止基本方針は出来上がっているのか。

教育長：素案はできております。詳しく申し上げますと、文章的には出来ておまして、市町は策定する義務はなかったので、学校の計画を先に作ろうということで、町の方針が遅くなっているわけです。また、いろいろとアンケートの結果も反映するというので、文章だけではできております。最終に役場内の関係各課で見て、協議して、提出するということになっています。

木下委員：県は出していなかったか。県を受けて長洲町も出すということではなかったか。

教育長：県は出しています。

木下委員：分かりました。

学校教育課長：5月から6月には、会議を開いて、長洲町としての基本方針を出したいと思います。原案は出来ております。ただ、町として出す場合には、町長部局の意見も入れて出すということになります。ですから、関係課の複数の課に見ていただいて、意見を頂いて、調整したあとに長洲町としての基本方針を出すという予定になっております。

教育長：すみません。総合教育会議があるならば、そこで出して、議論してもらいたいのはどうか。

木下委員：早めに、方針だけだしてもいい。

大山委員：大綱を出さなければならないでしょう。

学校教育課長：今でしたので、予定ですが、町長のお考えでは、6月になってから、議会開けです。ですから、6月末に第1回目というふうに思っています。

教育大綱は、教育委員会で作った教育振興基本計画をそのまま引き継ぎたいということをご先日申されましたので、それを会議の中で出して、それを町の教育大綱とすると認めていただくということにしたいと思います。

あと、議題については、5月頃に全国的に見て、会議があるところがあると思いますので、どういう議題を会議の中でされているのか、情報を掴みながら、町長部局と協

議しながらいきたいと思います。

最初から議題をいくつも出して協議するといことはないと思います。

伊津野委員：いいでしょうか。「心のきずなを深める」全体構想についてですが、資料の下の方に参加団体名がありますよね。以前は、公民館長とかボランティア連絡協議会、少年補導員とかこういう名前が入っていましたが、それを抜かれているのはどうしてか。

教育長：ボランティア連絡協議会ですか。

事務局：社協が事務局になっている団体で、ボランティアさんの集まりで略してボラ連という協議会です。

教育長：この部分は、昨年度から触っておりません。何と何が抜けていますか。

伊津野委員：校区公民館長さんとボランティア連絡協議会と少年補導員と子育て支援課が抜けています。

教育長：もう一度確認します。

教育長：それでは、日程番号第9、報告第7号に行きます。これは、個人情報が含まれますので、最後に廻します。

日程番号第10、協議第1号「平成27年度学校訪問」について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：協議第1号、平成27年度学校訪問について、別紙について、協議方お願いします。

平成27年4月24日、長洲町教育長 松本 昇です。

案でございます。今年は、研究発表が2校ございます。この2校は、研究発表を学校訪問という位置付けにおいて、残り4校について、学校訪問を実施してはいかがかなというふうに思っております。

次に時期ですが、長洲小学校は7月に、清里小学校は9月に、腹栄中学校は、9月の25日または28日にできないかと希望がっております。長洲中学校は6月の上旬にお願いしたいということです。

木下委員：学校からの希望がきているのか。

学校教育課長：学校との話しではこのようなスケジュールできています。

教育長：六栄小学校と腹赤小学校は研究発表があるので、研究発表を見に行くと、残りの4校を学校訪問したらどうかという案でございます。

大山委員：残りの4校といっても、このうちの2校は事務所になるでしょう。

教育長：今年は、事務所の訪問はどこもありません。事務所にそれでいいかと聞いたが、それでいいということでした。ミニ訪問はあります。しないということもいいかなと考えましたが、教職員も代わってますので、やっぱり、毎年何かしらの訪問があった方がいいかなと思います。

大山委員：私は、教育長や木下委員と逆の考えなんです、私は、きっちり訪問しないといけないと思うんですねよ。今の教育委員会の学校訪問というのは、何というか、ただやっているというか、そういう印象があつて、ちゃんと教育がなされている、あるいは授業がなされている、掃除がちゃんとなされているというふうな事を把握できるような訪問ではないと思うんですね。事務所の訪問はそれこそきっちりされてるんですね。だから、町の訪問もそういうふういきっちり訪問をされるべきなんですよ。授業も5分程度見て周っても全くわからないから、例えば、教室に1時間詰めるとか、30分詰めるとか、そういうふう

なことも取り入れていった方がいいんじゃないかと思うんですよね。行ってみてさっぱり分からんということもあるからですね。もう一つ、学校経営の説明を校長先生、教頭先生がなされますが、その時間も非常に短くて、質疑応答が十分に取れないところがあるから、もう抜本的に変えた方がいいのかなという気もせんでもないんですね。

木下委員：全く賛成です。見解の相違はありません。ただ、おっしゃった通り、原因は分かっています。事務所の学校訪問のミニ版です。こっちがやっているのは。ですから、おっしゃった通り不満が出るのは当然だと思いますよ。それから、中身について改革するのは、この学校に合った形で先生たちに、それぞれの学校にプラスになる方向の学校訪問を、私はやった方がいいと思います。ただ、形式的に、運動場に草が一本もないとか、掃除がきれいになされているとか、教育の中身よりも、前のような捉え方をしている学校訪問には私は賛成はしません。

教育長：事務所のような訪問が一番いいと思いますが、指導する者がいないわけですね。

大山委員：だから、私はですね、今の学校訪問は校長先生とは教頭先生にお願いしているわけですね。全然、教育委員会とは別個ですね。教育委員会が中身にタッチしているというか、参加しているわけでもないし、だから授業評価では、授業を細かく、やり方とか評価される方を講師招聘とかなされますよね。そういう形があるから、授業評価とあまり変わらないですよね。私は、町の教育委員会の学校訪問は、授業をばっちり見てというか、見て感じることを校長先生に話しをするというか、そういうところで別にした方がいいのではないかと思うんですね。

木下委員：これは、また別の機会に協議した方がいい。かなりいっぱいあると思う。この問題は、ここで、1時間や2時間で解決できるものではないと思う。中身があるから。今おっしゃった通り教育事務所の全体訪問、教科訪問、経営訪問、これが残っているのか残っていないのか、また、長洲町はおっしゃった通りこのミニ版だからまた別の形式で、学校教科に合った長洲町の学校訪問を作るといふ、全体を検討しないことにはこの問題は解決しないんじゃないかなと思います。

教育長：教育事務所の訪問は、全体訪問ばかりです。教科訪問はありません。

木下委員：ないんですね。分かりました。じゃ、ミニ訪問があるのでは。

教育長：学校訪問がなければ、全てミニ訪問があります。ですから、学校も訪問は多いですね。教育事務所の訪問も行って、2月頃にどなたかを呼んで行って、ミニ訪問もあるし、町の教育委員会の訪問もあるからですね。

木下委員：もう1回、継続協議していきたい。

大山委員：でも訪問が6月ですよ。

木下委員：訪問はする。形式については、今後協議をしていく。

学校教育課長：これは、教育委員会議とは別の場で、協議された方がいいのではと思います。

日程的にはこの線で、いいかどうかを決めていただければと思います。

木下委員：分かりました。内容や形式については、また別で協議していきましょう。

教育長：いろんな意見が出ましたので、内容については、また別の場で協議していきたいと思います。

教育長：日程番号第11、協議第2号「全国学力・学習調査について」事務局よりお願いします。

学校教育課長：協議第2号、全国学力・学習状況調査について、別紙について、協議方お願いします。

平成27年4月24日、長洲町教育長 松本 昇でございます。

先日、全国学力調査がありました。この後、公表をどういうふうにするかというのが課題となりますが、事務局としては、昨年同様の公表でと思っております。皆さん方のご意見がございましたらお願いします。

教育長：26年度の公表については、小学校の平均、中学校の平均を、町のホームページに出しております。それから各学校では、数値ではなくて、「高い」とか「やや高い」とかそういう言葉で、何ポイントぐらいは「やや」を使うとか、そういう使い方をして、お願いをしました。そのへんでいくと基準はややぶれたといいますか、「低い」「低い」となってしまうと、子どもたちも見ますので、私たちの学校は何なのかと意欲が削がれますので、そのへんは学校に任せたものもあります。

では、今年はどういうふうにするかということで、協議をお願いします。

大山委員：この表（別紙）は何でしょうか。

教育長：この表は去年、協議で出したものです。教育委員さんに考えてもらう時に考えやすいように表にしたものです。

大山委員：考える手助けにするものですか。

教育長：はい、公表、公表と新聞あたりで書いてありますが、学校あたりでも、「高い」、「低い」と書いてありますので、公表といえば公表なんですね。新聞で記事に書くときに、何をもってした時に公表なのかと言ってもらわないと、公表の仕方が難しいんですね。

木下委員：昨年通りで、学校が異議なければよろしいかと思います。

教育長：一応、4月の校長会では、教育委員会議で決定しますが、昨年並みでいかがかということをお話しておりました。

大山委員：町長からのご意見はどうか。もっとというようなことはないか。

教育長：そういうことはあっておりません。

木下委員：昨年も注文しておりましたが、成績でなくて、学習状況調査も見てほしいと。単純に成績を評価しない。学習に役立てるという、2つか3つぐらいの項目を必ず入れて、学校も握っていてほしい、こちらも握っていてほしい。

教育長：学習状況調査については、学校に載せてもらうようにしています。それぞれ良かった点、悪かった点を載せるようにしています。

木下委員：過度の競争を煽らない。文科省からも実施の条件の最初の方針ですから。

教育長：教育委員会も数字を出さなくてもいいなら出さなくていいと思います。出してしまうと、どうしても学校が言葉なので。一緒にした方がいいと思いますが。

木下委員：それならそれで、理由を、過度の競争に陥らないためとか、学習状況をきちんと判断するためにこのような表現の仕方にしたというこれが公表ですと。これが効果的ですと。

大山委員：教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当てることと書いてある。きちんと、理論を持っておかないといけない。

教育長：今回も昨年同様の公表の仕方で行きたいと思っています。いかがでしょうか。

教育委員：分かりました。

大山委員：結論ではないんですが、質問ですけども資料1ページの「3 調査の対象」の(2)ですね。(ア)です。これを少し説明してほしいのですが。

教育長：調査の対象としないといことですが、調査ができる子どもはしてくださいと、特別支援学級でも。でも以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないということですので、下学年の内容を代替えして指導を受けている。

大山委員：これは、特別支援学級の児童生徒ですね。

教育長：そうです。

大山委員：だから、今、例えば3年の授業を受けなくて、2年の授業を受けている児童生徒は受けさせないということですね。では、(イ)は。

教育長：知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒。ですから、こういう子どもさんは、このテストを受けても答えられない。

木下委員：いいや、これは別のカリキュラムでやっていますから。

教育長：はい、別のカリキュラムでやっていますので、テストにならないというか評価にならないということですね。

大山委員：ですから、その学年の授業をしていないから、そもそも教えてもらっていないので、答えられないということですね。

教育長：はい。そうです。

大山委員：具体的にそのような子どもが長洲町には何人いるのかというのは分かっているのか。

試験を受けさせない子どもは。特別支援学級は全員ですか。

木下委員：知的障害の子どもは全員ですよ。

大山委員：今は知的障害のクラスは少ないでしょう。情緒が多いですよ。だから、これに該当する児童生徒が何人いるのかというのを調べてほしいなと思う。

教育長：事務局で小学6年生と中学3年生の特別支援で受けなかった児童生徒を調べておいてください。

木下委員：各学校から委員会に上がってこないのか。

教育長：直接、文科省へ提出するようになっています。

大山委員：不登校の子どももいるから。受けなかった子どもの原因と数を教えてほしい。

教育長：調べて、報告します。

教育長：次にいきます。日程番号第12、協議第3号、「教育ながすの掲載依頼について」事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：協議第3号、「教育ながすの掲載依頼について」別紙について、協議方をお願いします。

平成27年4月24日、長洲町教育長 松本 昇でございます。

事務局：(資料に添って説明)

教育長：教育ながすの件はよろしいでしょうか。

教育委員：(特になし)

日程番号第9、報告第7号「学校給食における食物アレルギーについて」は個人情報が含まれるため非公開

教育長：では、これで本日の全日程を終了します。